The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『周礼』の構成とその外族観
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2002, 30, p. 43-62
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61262
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『周礼』の構成とその外族観

井上了

『周礼』（『周官経』）は、伝統的には周公旦の手に出る経書だとされているが、現在ではその内容などから、おおむね秦から前漢期に成立した文献と考えられている。むろん、編纂に際して戦国以前の素材が利用された可能性は指摘されているが、現行本に近い形の『周礼』が成立したのは秦漢期だとするのは、現在ではほぼ定説だと言ってよいであろう。

しかし最近、平勢隆郎氏は「『周礼』の構成とその成書国」（『東洋文化』八一号、二〇〇一年）において下記のように述べ、現行本『周礼』が戦国燕にて成書したと結論づけた。

夷や翟（狄）などの外族に対する対応や楽律名称の特色に着目してみた結果、『周礼』という書物を背後で支えているのは、燕の正統観ではないかと考えられた。燕が称王して以来滅ぼされるまでの戦国中期～末までについて成書時期を考える必要がある。（二〇八頁。以下、単に頁を掲げるものは当該論文からの引用）

氏によると、『春秋』および『公羊伝』は田斉の正統観を、『左伝』は韓の正統観を、『穀梁伝』は中山の正統観を、『尚書』禹貢篇や『竹書紀年』は魏の正統観を示す文献だとされる(注1)。『周礼』が燕の正統観を示す文献として加わったことで、戦国諸国の経伝捏造による正統争いの一端が、またひとつ明らかとされたこととなる。

平勢氏は、『周礼』を燕に結びつける根拠を多数掲げており、出土資料なども駆使したその行論は重厚かつ複雑である。しかし筆者の見るところ、氏の論旨は次のようにまとめることができよう。

(1)『周礼』には冬官が存在しない。これは、「冬」が配当される北方を『周礼』が特別視することのあらわれで

ある。従って『周礼』は戦国時代の編纂に出る。

(2) 『周礼』春官大司楽は、宮・商・角・徵・羽のいわゆる五声のうち、商声のみに言及しない。夏正では宮声を子に配当し、楚正では宮声を辰に配当する。夏正に従うと、商声は寅すなわち北方にあたる。これも、『周礼』が北方を特別視していることのあらわれである。

(3) 『周礼』秋官に「蛮隷」「閩隷」「夷隷」「貉隷」の官名が見えるが、ここに「戎狄」の名は見えない。これは『周礼』が「戎」を問題外だとして無視することのあらわれである。また「蛮隷」「閩隷」「夷隷」「貉隷」の四官とは別に、「司隷」の官が置かれ「掌帥四翟之隷、……」とされる。「翟」は「狄」である。これは『周礼』が「狄」を特別視することのあらわれである。

(4) 「戎」を無視し「狄」を特別視すべき戦国王国は、中山と燕の二国である。このうち中山は、自らの正統を示すため『穀梁伝』を成書している。『周礼』は「貉」「閩」に言及するが、『穀梁伝』はこれらに言及しない。故に『周礼』と『穀梁伝』とは成書国を異にする。

(5) 『周礼』に示された天下観は、『礼記』王制篇や『孟子』が示すそれよりも広い。これは、古い天下観では燕がその圏外へと排除されてしまうために、天下の拡大を企図したものである。

氏の仮説は、従来の『周礼』研究に大きな一石を投じるものであり、その当否は慎重に検証せざるを得ない。

本稿では氏の説について、上に整理した論点に沿いつつ、テキストに即した追検証を行いたい。

1 「冬官」の不存在について

『周礼』冬官が現存せず、現行本『周礼』冬官が『考工記』でもって補われていることは、周知に属する。通常これは、『周礼』に本来存在した冬官が失われたためとされる(注2)。しかし平勢氏は、燕で編纂された『周礼』は、当初から「天官」「地官」「春官」「夏官」「秋官」の五篇のみであったとする。

その論拠として氏は、下記の諸点を指摘する。

1 『管子』は北方を重視しており、統一秦も北方を重視している。

2 現行本『周礼』の構成は完全で、冬官はそもそも必要ない。

3 冬官を統括するとされる「司空」は、もともと存在しない。

そして平勢氏は、

冬官が欠けているという事実が、『周礼』という書物が戦国時代の産物であることを証拠だてる（一九三頁）

と述べる。この行論の前提には、戦国時代に於いて一般に北方が重視されていたとの条件が必要であろう。

以下、各々の論点に沿って検討する。

1-1　『管子』および秦の北方重視

平勢氏は、『管子』に幼官篇があり、また清末の何如璋が「幼官」を「玄宮」と解していることを指摘して、

この官名が存在することは、北方に特別の位置づけが為されていたことを物語る。（一九二～一九三頁）

と述べる。

しかしここでは、ただ『管子』の、しかも清末における解釈の一例が掲げられるのみであって、たとえば「戦国時代の文献の多くが北方を重視しており、漢代以降の文献にはそのような傾向がない」ということは示されていない。「『管子』は北方を重視している」ということのみからは、「戦国時代に成書した文献はすべて北方を重視している」と類推することや、ましてや「北方を重視している『周礼』は戦国時代の産物である」などと「証拠立てる」ことは不可能である。

また氏は、秦による諸時の祭祀対象（『史記』封禅書の漢二年、高祖の発言中に見える）に「黒帝」が含まれていないことを指摘し、

これも北方に特別の位置づけが為されていたことを示すものである。（一九三頁）

と述べる。

しかしここでは、戦国諸国の祭祀が北方重視という点で一致するということが示されておらず、また統一秦の祭祀が戦国諸国のそれと同一だということも示されていない。氏によると、秦始皇は「複数の中央を滅ぼして、祖先祭祀を秦のものに一元化した」者ではなかったか（一九一頁）。もし北方重視が燕に独特のものであり、しかもそれが燕の正統観を示すものだったならば、統一秦がそのような立場を継承すべき必要など有り得ない。また、もし北方重視が戦国秦に固有のものであったならば、『周礼』を燕に結びつける必然性は失われよう(注3)。

1-2 『周礼』そのものの構成

さて、『周礼』が成書当初より冬官を欠いていた、とする説は、一見奇異であるが、実は古くから唱えられてきたものである。たとえば明末の陳深は

五官為全経、非有闕也。（『周礼訓篤』）

と主張している(注4)。

しかし、『周礼』がもともと五篇だったとする説は、『周礼』そのものの記述と相容れない。たとえば天官小宰は

以官府之六属挙邦治。一曰天官、其属六十、掌邦治。……二曰地官、其属六十、掌邦教。……三曰春官、其属六十、掌邦礼。……四曰夏官、其属六十、掌邦政。……五曰秋官、其属六十、掌邦刑。……六曰冬官、其属六十、掌邦事。……以官府之六職辨邦治。一曰治職。……二曰教職。……三曰礼職。……四曰政職。……五曰刑職。……六曰事職。……

として「冬官」の存在を明言する。である以上、「事」を司る「冬官」の「属六十」を欠いた形のままで『周礼』が完本である、などと言うことはできない。もし戦国燕が、冬官を欠く五篇のみの『周礼』を公布したならば、天官小宰の「官府之六属」「六曰冬官、其属六十、」なる記述を自己否定することになる。

氏によると、『周礼』中に見える「職責」の説明について「伝承をもとに解釈を交えて付されたものと考えられる。」とされる（二〇五頁）。しかし、この部分が古い伝承に基づくものだとしても、このレベルの破綻は「解釈を交え」る際に処理しておくのが当然ではないか。たとえば「六属」を「五属」に改め、「六曰冬官、其属六十、」などを削除する程度の改竄は、何ほどのこともあるまい。

『周礼』がもともと五篇であった根拠として、氏は

中央は官僚を通して治めるもの（天官）だが、地方は軍事（夏官）と刑（秋官）をもって中央の威令を体現した官僚が治める。人と民は、中央の共同祭祀（春官）と地方の共同祭祀（地官）をもって治める。

ということだから、『周礼』に示された構成からすると、冬官は必要ないのである。（一九二頁）

と述べる。しかし、あるテキストについて「現行本より以上の内容は必要ない」という判断を示すことと、そのテキストが「現行本より以上の内容を過去に持たなかった」と証明することとは、おのずと異なる次元に属すであろう。

『周礼』本文に鑑みる限り、『周礼』は「冬官」を含む六官を具備してこそ完全となる文献と考えざるを得ない。『周礼』作者が、天官小宰では「冬官」の存在を明示しながら、他方では『周礼』全体を五篇とするなど、到底考えられないのである。

1-3 「司空」と「司寇」と

通常、冬官を統括するものは「司空」だとされる。ところが平勢氏は、「実は、戦国時代の書物と見られるものに、大司空と大司寇の混乱が示されている。」として『左伝』昭公十七年に見える郯子の発言を引き

結局この話は、司空・司寇両者は、分けて官の系列を立てられることはなかったことがわかる話になっている。前代の官の名称を整理する過程では、あるいは、分けようとの試みもあったのかもしれないが、具体的作業の中で、大司空と大司寇を分けようとの試みは廃棄されたようである。（一九三頁）(注5)

と述べ、また

冬官を統べる官としては、鄭玄以来、大司空が問題にされるが、この大司空の「空」は大司寇の「寇」と音通の関係にある。（一九二頁）

後漢の鄭玄のときに冬官は大司空の官であろうと論じたときには、すでにその冬官を欠くことの意味がわからなくなっていたということである。（一九三頁）

などとして、司空は本来存在しなかったと主張する。

平勢氏は「鄭玄以来、大司空が問題にされる」「鄭玄のときに冬官は大司空の官であろうと論じた」と述べる。しかし冬官に「司空」を配するのは鄭玄の独創などではない。偽孔本『尚書』周官篇は「六卿分職、各率其属、」として冢宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空を列挙しており、周官篇が『漢書』百官公卿表に由来することは、閻若璩『尚書古文疏証』第六十二が指摘する。百官公卿表は

夏・殷亡聞焉、周官則備矣。天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、是為六卿、各有徒属職分、用於百事。

と述べ、「冬官司空」を明言するのである。『漢書』成立時点（すなわち鄭玄以前）において、冬官に「司空」が配当されていたことは疑えない。

また『周礼』そのものについて見ると、たとえば地官

郷師に

大役、則帥民徒而至、治其政令。既役、則受州里之役要、以攷司空之辟、以逆其役事。

とあり、また秋官大司寇には

凡万民之有罪過、而未麗於法而害於州里者、桎梏而坐諸嘉石、役諸司空。

とある。もしも「司空」がすなわち「司寇」であるならば、秋官大司寇の「役諸司空」は文意を成さなくなる。『周礼』は明らかに、「司寇」とは別の官として「司空」を設定しているのである。

2　春官大司楽における商声の欠如

平勢氏は、『周礼』春官大司楽が商声を特別視していると指摘した上で、夏正によって五声を配当すると商は北になる、との理由により、『周礼』が北方を特別視していると主張する(注6)。

このことについて以下、二点を確認する。

2-1　『周礼』中における五声説の位置

氏は、春官大司楽が宮・角・徵・羽のみに言及して商に触れないことを「冬官を欠くことと同根の説明であろう」（一九七頁）とする。すなわち、春官大司楽が商声に言及しないことを、『周礼』が北方を重視していることのあらわれだと解釈するのである。

ところで、春官大司楽のすぐ後に位置する春官大師は宮・商・角・徵・羽の「五声」をすべて掲げており、商声を特別視していない。

『周礼』が宮より羽に至る四ないし五声について言及するのは、その全体を通じて、春官大司楽と春官大師との二箇所のみである。前者は祭祀に用いる音楽として宮・角・徵・羽の四声を挙げ、後者は「五声」として宮・商・角・徵・羽すべてを列挙する。なぜ祭祀について商を欠くのかについて、『周礼』は何も説明しない。

故に、北方を重視するのが『周礼』全体を貫く立場だと解釈すべき必然性はない。鄭注の、「祭には柔を尚ぶ。商は堅剛だから用いない。」との説明が通用してきたことは、上記のような解釈が排他的な必然性を持たないことを示すものでもあろう(注7)。

なお平勢氏は、『公羊伝』や『穀梁伝』について、微言を見出すためには書物の冒頭と末尾とに注目せよと説く

(注8)。ところで春官大司楽は、『周礼』五篇のうち、ほぼ中央に位置する。このような場所において宮・角・徴・羽を説く、つまり商を欠くということは、微言として有効には機能し得ないだろう。

2-2　春官大司楽と戦国魏との関係

平勢氏は、『周礼』が北方を重視していることを述べ、北方を重視している『周礼』は戦国時代の産物だと主張する。しかし以上の行論では、戦国諸国のうち何れの王国が『周礼』を編纂したのかは明らかでない(注9)。

ところで、『漢書』芸文志は

六国之君、魏文侯最為好古。孝文時得其楽人竇公、献其書、乃周官大宗伯之大司楽章也。

と述べる。つまり、魏文侯の楽人であった「竇公」の「書」が、『周礼』春官の「大司楽章」(と同内容)だったというのである。「竇公」の「書」は、河間献王が編纂したという『楽記』二十三篇のうち「竇公第二十三」に流用されたものらしい(注10)。

平勢氏によると、戦国魏は『尚書』禹貢篇や『竹書紀年』によって自らの正統観を示し、戦国燕は『周礼』によって自らの正統観を示したとされる。ところが漢代には、『周礼』のうち春官大司楽に関して、燕ではなく魏に由来するものだとの認識が通用していたのである。

むろんこれは、戦国時代に行われたという「正統抗争」より遥かに遅れる、漢代における認識にすぎない。しかし、『周礼』春官大司楽を燕と関連付けるならば、まずは『漢書』芸文志の記事を否定し、否定の根拠を示すべきであろう(注11)。

3　「狄」の重視

また平勢氏は、『周礼』が狄を重視し戎を無視しているとし、これを戦国燕成書説の有力な根拠としている(注12)。以下、この指摘について若干の検討を行いたい。

3-1　『周礼』に見える「戎」「狄」

氏は

一般に、史料に言及される場合の戎は、周囲の外族の一つとして示される。(一九七頁)

と述べる。ところで、『周礼』中に「戎」字は十七例が見

えるものの、うち実に十五例が軍事的な意味で用いられている。たとえば秋官掌交に「諭九税之利、九礼之親、九牧之維、九禁之難、九戎之威。」とあり、夏官馬質が「戎馬」「田馬」「駑馬」を区別するがごときである。

残る二例、すなわち夏官職方氏の

辨其邦国・都鄙・四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄之人民與其財用・九穀・六畜之数要。

および、秋官象胥の

掌蛮・夷・閩・貉・戎・狄之国使。

は、明らかに外族としての「戎」である。すなわち『周礼』は、「戎をまったく無視するということ」（一九九頁）もなければ、「問題外ということ」（一九七頁）もない。また、これらの文脈中で「戎」と「狄」とが同格として併置されていることは注意しておきたい。

3-2　秋官司隷に見える「四翟」

ところで、秋官司隷の職掌は、「掌五隷之法、……」と「掌帥四翟之隷、……」との二つである。つまり、問題となるのは、「五隷(之法)」と「四翟之隷」である。

『周礼』秋官は、「司隷」に続けて「罪隷」「蛮隷」「閩隷」「夷隷」「貉隷」の五官を掲げる。「五隷」をこれら五官と見なす点は、平勢氏も鄭注などと立場を同じくする。しかし氏は、さらに踏み込んで

その上で「四隷」というのだから、これは蛮隷・閩隷・夷隷・貉隷を指すものであろう。翟はみずからを取り巻く四方の外族の相称ということになる。（一九七頁）

と解釈を進める(注13)。

さて、秋官司隷は「掌帥四翟之隷、使之皆服其邦之服、執其邦之兵、守王宮與野舎之厲禁。」とされる。またこれに対応して、秋官蛮隷は「其在王宮者、執其国之兵、以守王宮。在野外、則守厲禁。」とされ、秋官夷隷・秋官貉隷も同様とされる(注14)。すなわち、秋官司隷にいう「四翟之隷」が秋官蛮隷・秋官閩隷・秋官夷隷・秋官貉隷の四者を指すことは疑いない。ここから、蛮・閩・夷・貉なる四者が「四翟」であるということが予想される。

しかし、さらに飛躍して、『周礼』における「翟」を「みずからを取り巻く四方の外族」の総称だと解することができるだろうか。「四翟」の「四」とは「みずからを取り巻く四方」なのか。

もし「四翟」が四方の外族を指す総称で「翟」が外族

一般を指すものならば、夏官職方氏に見える「八蛮」「九貉」が「みずからを取り巻く八方（九方）の外族」を指す総称であり、「蛮」「貉」が外族の汎称である可能性も考えねばなるまい。また、地官師氏に見える「四夷（之隷）」（後述）が「みずからを取り巻く四方の外族」の総称で、『周礼』が「夷」を特別視しているとも考え得よう。

たとえば『尚書』堯典（偽孔本の舜典）などに見える「三苗」を「みずからを取り巻く三方の苗族」と解し、もって「苗」を外族一般と解する論者は、管見の及ぶ限りでは皆無であった。

夏官職方氏の「七閩」「六狄」などは、鄭注のごとく、「七か国（または七部族）の閩」「六か国の狄」を意味すると考えるのが穏当であろう。秋官司隷に見える「四翟」は、単に蛮・閩・夷・貉なる「四種の異族」の総称だと解すれば足り、ことさらに「みずからを取り巻く四方の外族」の汎称とせねばならぬ必然性は無い。

3-3　『周礼』の「建前」と「本音」

もっとも平勢氏は、夏官職方氏の「四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄」について

ここには、周としての建前が述べられている。この建前にあっては、夷・蛮・閩・貉・戎・狄が問題になるということである。しかし、その建前をはずれると、上述したように、四翟たる蛮隷・閩隷・夷隷・貉隷が論じられる。（一九八頁）

夏官職方氏にあっては、建前としての周の天下が語られ、それとは別の文脈で、秋官司隷などの外族観があることが明らかとなった。その外族観が『周礼』の正統観を如実に示すものであったわけである。（二〇八頁）

と述べる。誤解を避けるため付言すると、ここで言う「建前」とは、古えの周の天下に燕を含めるため、周の天下を従来の「方三千里」から「方万里」へ拡大するための「建前」を意味するようである(注15)。『周礼』中の矛盾する記述について、一方を「周代」のもの、他方を「戦国時代」のものと分別するのは、鄭玄のそれに類似する処理法だといえよう。

経文の一部のみを正統観を示す本音だとして採用し、他の一部は古えの事を述べた「建前」に過ぎないとして排除するのは、判断に主観を交える危険を伴う。『周礼』が秘める真意を追求するに際して、『周礼』中に狄を特別

視する記述があることを論拠としながら、同じ『周礼』中に狄を特別視しない記述があることを度外視するのは、万人を直ちに納得させ得る方法ではない。たとえば夏官職方氏は、鎬京（宗周）ではなく「洛陽を中央とし」ているという（一九八頁）。このような記述を「周としての建前」（同頁）、「建前としての周の天下」（二〇七頁）だと規定し、「戦国時代の現実」とは別だとする（同頁）ためには、やはり相応の説明が必要とされるのではないか。

もしも、『周礼』を一人一時の作として統一的に理解するならば、「四翟」とは、外族の一にすぎない「狄」とは異なる概念、四種の異族の総称と考えざるを得ない。

もしも、秋官司隷の「四翟」を「狄」と解するならば、その立場は、同じく秋官の象胥が「蛮・夷・閩・貉・戎・狄」を並列し、また夏官職方氏が「国・都鄙・四夷・八蛮・七閩・九貉・五戎・六狄」を並列する立場と、明らかに対立する。『周礼』中の「狄」は「蛮」「戎」などと併置されるのが一般的であり、秋官司隷以下は、これらとは異なる立場から編纂されたと考えざるを得ない。

もしも、「四翟」を「狄」と解し、なおかつ『周礼』を燕王権による一時の作とするならば、『周礼』中に出現する「自己矛盾」を処理するため、「一方が『周礼』の本音であり、他方は建前である」との弁別を行う必要が生じるのである。

3-4　「四翟之隷」と「四夷之隷」

ところで平勢氏は、秋官司隷と関係を有す官として、地官典祀（注16）の

若以時祭祀、則帥其属而脩除、徴役于司隷而役之。及祭、帥其属而守其厲禁而蹕之。

のみに注目し、地官師氏の

使其属、帥四夷之隷、各以其兵服守王之門外、且蹕。

には注目しない（注17）。だが、この記述が秋官司隷の

帥四翟之隷、使之皆服其邦之服、執其邦之兵、守王宮與野舎之厲禁。

と密接な関連を有することは容易に予想されよう。である以上、地官師氏の「四夷之隷」と秋官司隷の「四翟之隷」との関係、および四翟の一たる「夷」と「四夷」との関係について、『周礼』の立場が説明されねばならない。

もし、地官師氏の記述・夏官職方氏の記述・秋官象胥の

記述を全て「建前」とするのであれば、これほど多くの「建前」の中に埋没してしまった唯一つの「本音」である秋官司隷などには、正統観を誇示する何ほどの効果も期待できまい。しかもこの「本音」は、春官大司楽と同様、『周礼』の冒頭に示されてるわけでも末尾に示されているわけでもない。

3-5　「翟」と「狄」との関係

平勢氏は「翟」を「狄」と同一視し、「四翟」の重視を根拠として『周礼』が「狄」を重視すると断定する。

「四翟」とは、実は「四狄」に他ならない。（一九七頁）

なるほど経伝においては、「翟」字と「狄」字とは仮借の関係を示すことが多い(注18)。しかし平勢氏は一方で、

翟はみずからを取り巻く四方の外族の相称（ママ）ということになる。いわゆる戎狄の狄が外族の一つであるのとは明らかに異なる意識を示す。（一九七頁）

と述べ、「翟」と「狄」とを区別する意識を『周礼』に見出す(注19)。これは明らかにダブルスタンダードであろう。なお付言するならば、平勢氏は、『尚書』を検討するに際しては「翟」と「狄」とを別物と扱っている(注20)。

『周礼』は一般に、「狄」を「蛮」「夷」「戎」などと同列に置く。しかし平勢氏は、秋官司隷に見える「翟」を「いわゆる戎狄の狄」と峻別し、「明らかに異なる意識」なるものを強調した上で、『周礼』が「翟」を特別視していると指摘する。そして、『周礼』が「翟」を特別視していると指摘し終えると、今度は「翟」は「狄」に他ならない、との立場に転じ、『周礼』は「狄」を特別視している、という結論を得るのである。

さて、秋官司隷における「四翟」は、平勢氏の指摘する通り、蛮・閩・夷・貉なる四者の総称と解せられる。

しかし、「四翟」を「みずからを取り巻く四方の狄」と解し、これを『周礼』全体に推し及ぼして、「四方の外族の相称（ママ）」を「狄」だとするのが『周礼』の正統観を示すとするがごとき説は、夏官職方氏や秋官象胥などの記述、つまり『周礼』の経文そのものに矛盾する。秋官象胥などの記述すべてを「建前」として抹殺すべき充分な理由が示されず、また「翟」と「狄」との関係が統一的に示されない限り、このような説に妥当性を認めることは困難であろう。

4　中山か燕か

4-1　春秋および三伝における「閩」「貉」

平勢氏は、『周礼』が「狄」を特別視しているということから、下記のように論を進める。

狄を特別に扱い、戎をまったく無視するということだから、念頭におくべき国家はしぼられてくる。燕と中山である。このうち中山については、『穀梁伝』を参照することができる。（一九九頁）(注21)

貉や閩に言及する『周礼』の立場と、これらに言及しない『穀梁伝』の立場は異なる。『周礼』と『穀梁伝』の成書国は異なるだろう。（二〇二頁）

『周礼』の成書国として念頭に置いておくべきなのは、中山・燕のうち、『穀梁伝』の成書国の中山を除いて残る燕だということになる。（二〇三頁）

このような消去法による論証が危険だということは、改めて指摘する必要もなかろう。故に本稿では、別の事実を指摘するにとどめたい。

それは、いわゆる『春秋』の経文には「閩」も「貉」も見えない、という事実である(注22)。

である以上、『春秋』の伝という体裁をとる『穀梁伝』が「閩」や「貉」に言及しないのは、いわば当然である。このことをもって『周礼』との関係を考えるのは、『穀梁伝』の性格を無視した暴論にすぎない。

『穀梁伝』に「閩」「貉」が見えない主要な原因は、中山の正統観などに求められるべきではなく、いわゆる『春秋』経文に求められるべきである。ところで平勢氏によると、『春秋』は田斉の正統観を示すため編纂されたとのことである。ならば、『穀梁伝』に「閩」「貉」が見えないという事実は、中山や燕ではなく、田斉の正統観という観点から検討されるべきであろう。

4-2　「閩」と「越」と

また氏は、「閩や貉を問題にすると、ついつい漢代を想起してしまいがちである。」（二〇三頁）と認める。その通り、「閩」とは漢代における東越（福建省）の別名である。もし『周礼』が戦国時代の燕（河北省）で成立したならば、その中に「閩」が見えることは問題とされよう。

しかし氏は、

前三二九年に楚の威王が越王無疆を大破した。その後の越は山東の附根に当たる琅邪を都として斉の庇護を受けつつ、かつての呉の地・越の地にはたらきかけて叛乱を起こさせ、楚の背後を脅かした。この越および楚に対して叛乱をくりかえす越の民を念頭において、閩と称したものではないか。（二百二～二〇三頁）

燕には、斉の背後にある越の動静は比較的入りやすい事情があったのであろう。（二〇三頁）

と述べて、「閩」を秦漢期から戦国中期へ遡らせ、しかも「長江流域以南」(注23)ではなく「淮水以東をさす言葉と理解する」（二〇二頁）。

『周礼』経文が「閩」の定義を示していない以上、このような「読み替え」の是非は『周礼』経文のみからは判断できない。そこで他資料について確認してみると、「閩」なる呼称は、『史記』に

閩越王無諸及越東海王摇者、其先皆越王句践之後也、姓騶氏。秦已并天下、皆廃為君長、以其地為閩中郡。……漢五年、復立無諸為閩越王、王閩中故地、都東冶。（東越列伝）

楚威王興兵而伐之、大敗越、殺王無疆。……後七世、至閩君摇、佐諸侯平秦。（越王句践世家）

とあるのが初出のようである。すなわち「閩」は、秦始皇が設置した郡名として『史記』に初見し、先秦諸書にその用例を見ない(注24)。もし『周礼』が戦国燕の成書に出るならば、これは「閩」の用例として最古のものとなる(注25)。また、淮河以東の総称として「閩」字を用いた例は、管見の限りでは見出すことができなかった。

「閩」なる呼称が戦国中期にまで遡るものであれば、その「閩」すなわち琅邪の越に隣接し、これを庇護していたという斉は、『春秋』および『公羊伝』を編纂した王国ではなかったか(注26)。『左伝』の成書国たる韓や、『穀梁伝』の成書国たる中山には、「斉の背後にある越の動静」は入らなかったのか。『春秋』『公羊伝』『左伝』に「閩」字が全く見えない理由について説明が求められよう。

5　天下説

平勢氏は、『周礼』の天下観が戦国燕の正統観に適合的だと指摘して、最終的に『周礼』の成書国を燕だと結論

づける。その行論は他書の「正統観」とも複雑に関連するが、下記において端的に表現されていよう。

周の天下については、『尚書』禹貢は九州の名称と具体的地名を挙げ、それが戦国時代の天下に等しいことがわかるようになっている。この天下は戦国時代の認識からいって方万里になる。（二〇七頁）

『周礼』のいう九州も名称は禹貢と同じである。『周礼』は、周の官という建前から周の天下たる九州を語り、それは戦国時代における九州と同じ領域であった。その九州を語るについては、外族の名称は、かつての建前とは異なっている、というのが『周礼』の主張するところである。（二〇七～二〇八頁）

『礼記』王制の場合に、周代の「方三千里」が戦国時代の「方万里」にアウフヘーベンしたと考えられるわけだが、そこには、中原こそが周代以来の天下の中心だという意識が示されている。しかし、そう説明されたのでは、燕は周代には「方三千里」の外に追いやられてしまう。燕には甚だまずいことになるという事情が、『周礼』に反映されて、周代についても「方万里」を念頭に置くことになっているのである。（二〇八頁）（注27）

ここでいう「建前」とは、『周礼』夏官職方氏が揚州・荊州・豫州・青州・兗州・雍州・幽州・冀州・并州を列挙することを指すと思われる。しかし夏官職方氏が列挙する九州は、『尚書』禹貢篇の九州に対し、徐州・梁州を欠き、幽州・并州を加えるという相違がある。つまり、禹貢篇の九州と夏官職方氏の九州とは、「九州」という数は同じだが、その内容は異なるのである。ところが平勢氏によると、禹貢篇の九州は「戦国時代の天下に等しい」とされ、同時に、『周礼』の九州も「戦国時代における九州と同じ領域であった。」とされる。

さらに氏は、「周の天下についでは、『尚書』禹貢は九州の名称と具体的地名を挙げ、」（上掲、傍点は引用者）として禹貢篇が周代の九州を述べたとするが、同じ論文中の別の箇所では「周の天下を論じたのではない（夏の天下を論じた）禹貢は、」（一九九頁、傍点は引用者）とする。これらの主張は互いに矛盾するようであり、筆者は現在のところ、これらを統一的に理解することができない。故に、以降に展開される論証、および『周礼』の主張が「燕の正統観に適合的になっている。」（二〇八頁）との結論の是非を評価することもできない。

おわりに

平勢氏は、『周礼』秋官司隷に見える「四翟」が「蛮・閩・夷・貉」の総称であることに注目し、また「翟」が「狄」であるとして、これが夏官職方氏や秋官象胥などに見える「狄」観と食い違うことを指摘した。

これは極めて興味深い指摘であり、『周礼』の成書事情を考える上で重要な問題提起でもある。

しかし、筆者が追検証を試みた範囲では残念ながら、氏の提示した論拠のみによって『周礼』の成書国を戦国燕だと認めることは困難だという結論に至った。「楽律名称の特色」についての検証など、『周礼』を燕に結びつける論拠のさらなる公開が求められよう。

平勢氏による一連の研究成果は、単に経伝の成立時期を再検討するにとどまるものではない。先秦思想史・中国古代史を塗り替えんとする、きわめて大規模かつ斬新な再構築の試みである。このような動向をただ単に無視したままで『春秋』『左伝』『尚書』『周礼』などの資料を取り扱うことは、現状では不可能であろう。

これらの資料を用いて中国史・思想史を研究する者は、必ず平勢氏の研究を再検証し、何らかの評価・対応を行わねばならない。氏の説に対する客観的な検証が、様々な分野の専門家によって推進されることを期待したい。

注

(1) 平勢氏「序説」(『東洋文化』八一号) にまとめられている。なお同「序説」は、より明示的に『周礼』の成書国は燕、『尚書』禹貢の成書国は……魏であろうと結論づけられた。」と断定する(一四頁)。

(2) 『周礼』出現の経緯や冬官散逸の時期などについては、

『周官』……孝武帝始除挾書之律、開献書之路、既出於山巌屋壁、復入于秘府。五家之儒、莫得見焉。至孝成皇帝、達才通人劉向・子歆、校理秘書、始得列序、著于『録』『略』。然亡其冬官一篇、以『考工記』足之。(賈公彦「序周礼廃興」引「馬融伝」)

漢時有李氏、得『周官』。……上於河間献王、独闕冬官一篇。献王購以千金不得、遂取『考工記』以補其処、合成六篇、奏之。(『隋書』経籍志)

『周官』、壁中所得六篇。(『礼記』孔疏引『六芸論』)

孔安国所献『礼』古経五十六篇、及『周官経』六篇、前世伝其書、未有名家、（『後漢書』儒林伝下）

などの所伝があり、互いに矛盾する。

（3）もし、秦が黒帝を祭祀していないことが黒を重視することのあらわれならば、まず想起されるべきは、『史記』秦始皇本紀や封禅書などに見える、秦始皇が黒を尊ぶよう定めたとの記事である。また『史記』暦書などによると、漢高祖は秦の水徳を継承したと自認している。仮に『周礼』が北方を重視しているとしても、これは『周礼』が秦漢期に成立したことを示しているとの可能性も議論できよう。

『史記』によると、秦が黒を尊ぶよう定めたのは始皇の統一より以後であり、自らを水徳だとして火徳の周を継ぐ立場を明らかにするためである。統一前の戦国諸国すべてが水徳を自認して黒や北方を重視したとの記録は、管見の限りでは見えなかった。

（4）ただし陳深は

若夫『周礼』六職、先王設五職以存体、而虚其一職以待用。故司空有官而無職、蓋自唐・虞已然。

と述べるに止まり、「司空」の官そのものを否定はしない。

（5）問題の伝文（郯子の発言）を、筆者はおおむね下記のように理解している。

黄帝氏は官名に雲の名を用いた。炎帝は火の名を用いた。共工氏は水の名を用いた。大皡氏は龍の名を用いた。少皡氏は鳥の名を用い、鳳鳥氏は暦正で、玄鳥氏は司分者、伯趙氏は司至者、青鳥氏は司啓者、丹鳥氏は司閉者。祝鳩氏は司徒、鴲鳩氏は司馬、鳲鳩は司空、爽鳩氏は司寇、鶻鳩氏は司事で、五鳩は鳩民者。五雉は五工正、九扈は九農正であった。顓頊より以降は、遠いものの名を用いることができなくなった。このため、卑近なものを民師（官吏）の名に用いるようになり、民事（民に関係あること）を以て命名するようになった。（以前のようには）できなくなったからである。

筆者には、「結局この話は、司空・司寇両者は、分けて官の系列を立てられることはなかったことがわかる話になっている。」と理解することは困難である。

（6）平勢氏は「宮を子とすると、宮と商（寅）が北、角（辰）は東、徵（未）は南、羽（酉）は西に配当される」（一九六頁）と述べる。しかし、この場合の「商（寅）」が「北」というよりはむしろ「東」に近いことは明らかであり、氏の主張には初歩的な疑問を呈せざるを得ない。

また氏は、「曾侯乙墓編鐘に示された各国の楽律名は、『周

礼』に示された楽律名とは異なっている。このことを利用すると、『周礼』の成書国が議論できるかもしれない。」（一九六頁）と提案する。しかし氏は、『周礼』所見の楽律名が『漢書』所見の楽律名や曾の楽律名に近いことを示し、また「楚の楽律名は全く異なっている。」「一部知られた晋・斉・申のものとは異なる。周のものにも異なるものがある。」（同頁）と指摘するものの、「晋のものと異なっているというのは示唆的である。」（同頁）と匂わせる以上には議論を進めない。このため、「楽律名称の特色に着目してみた結果、『周礼』という書物を背後で支えているのは、燕の正統観ではないかと考えられた。」（二〇八頁）という判断の根拠は、不明なままである。

もし『周礼』所載の楽律名が曾（湖北省）のものに近く、曾より北方にあった晋（山西省）のものとは異なるならば、晋よりさらに北方にあった燕（河北省）と『周礼』とを結びつけることは、むしろ困難となるのではなかろうか。

（7）『周礼』の楽律をめぐる問題については、児玉憲明氏「『周礼』楽律解釈史初探――鄭注の位置――」（『新潟大学人文科学研究』69、昭和61年）に詳しくまとめられている。

（8）『中国古代の予言書』（講談社現代新書、二〇〇〇年）三七頁以降など。

（9）平勢氏によると、北方重視は戦国諸国に一般的な傾向で、『周礼』の成書時期を規定するものにすぎないようである。ならば、『周礼』成書国がいわゆる中原から見て何れの方位に属するかは、『周礼』の重視する方位からは判断できない。

（10）『礼記』孔疏。なお、「竇公」の「書」は比較的早い時期に亡佚したようである。あるいは『周礼』と内容が重複していたことによるのであろうか。

（11）漢代の経説を、「後世の解釈」として一概に否定することはできない。たとえば、『説苑』貴徳篇は「孔子曰、」として「吾於甘棠見宗廟之敬也。甚尊其人、必敬其位。」なる評を引くが、筆者の見るところこれは、最近公開された『孔子詩論』（馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書(一)』、上海古籍出版社、二〇〇一年）の第二十四簡に見える評語に一致する（筆者は該書による『孔子詩論』復元には錯簡があると考える者だが、暫くは該書の配列に従い簡数を示す）。詳細は別稿に譲るが、筆者はこれらを、戦国中期の解釈またはテキストが、前漢末期の今文学派にまで継承されていたことを示す資料だと考えている。またたとえば、漢代に編纂された『礼記』のうち、少くとも緇衣篇が戦国中期以前の材料を用いていることは、郭店楚簡『緇衣』および上海楚簡『緇衣』の発見によって、ほぼ確実となった。

（12）『周礼』が重視するという「狄」が具体的に何であるのか、平勢氏は何も述べていない。また、『周礼』が問題外だとし

て無視するという「戎」が何者なのかも示されていない。故に、

狄を特別に扱い、戎をまったく無視するということだから、念頭におくべき国家はしぼられてくる。燕と中山である。（一九九頁）

なる論証は、筆者には全く理解できない。

(13)『周礼』秋官司隸は「五隸」や「四翟之隸」に言及するが、「四隸」なる称は『周礼』全編を通じて見えない。一九七頁の「四隸」は「四翟之隸」の誤だとして検討を進める。

(14)「閩隸」について同様の記述を欠くが、この点に何らかの微言を見出したとの報告はない。なお、明・王応電『周礼伝』は、秋官罪隸の「其守王宮与其厲禁者、如蛮隸之事。」を「十四字、宜属閩隸、誤衍于此。」とする。王説が是であろう。

(15) 前掲「序説」一四頁は、『周礼』について

その外族に関する「形」は、周代・戦国時代いずれについても示され、それぞれの「形」が異なっていた。『左伝』の場合とやや異なり、いずれも新しい認識が周代・戦国時代について語られている。『尚書』禹貢には夏代の「海内」と外族、戦国時代の天下と外族が示され、夏代の「海内」は天下の一部にすぎなかった。ところが、『周礼』に示された天下は戦国時代と同じであり、しかも外族の表現の仕方が異なる。これは、『周礼』の成書国が中原一帯を「海内」とした場合の周縁に位置するため、その周縁までを含めて周の天下とした結果であろう

と述べる。

(16)「地官」（一九七頁）は「春官」の誤であろう。

(17) 阮元や孫詒讓は指摘しないが、地官師氏「王之門外」を明刊彷宋岳珂本は「王門之外」に誤る。

(18) たとえば『周礼』天官内司服「揄狄闕狄」の鄭注は「鄭司農云、……揄狄闕狄、画羽飾。……玄謂、狄当為翟。」とする。段玉裁『説文解字注』は「按、翟羽、経伝多仮狄為之。狄人字、伝多仮翟為之。」と述べる。

(19) 平勢氏は、夏官職方氏が「狄」を「夷」「蛮」「閩」「貉」「戎」と並列に扱っていることは「建前」だとして、秋官司隸が「翟」を「蛮」「閩」「夷」「貉」の総称とするのが『周礼』全体を貫く立場だとする。しかし、秋官象胥が「狄」を「蛮・夷・閩・貉・戎」と並列することには言及しない。

(20) 平勢氏は、『尚書』禹貢篇の成書国を戦国魏だとすることに関連して

『尚書』禹貢の記事も、狄を特別に扱っている。五服を述べ、「夷」「蛮」に言及するが、「戎」「狄」はない。（一

九八頁）

「狄」は問題外とされるわけである。（一九九頁）

などと指摘する。しかし、『今文尚書』禹貢篇に取材したと考えられる『漢書』地理志上は、偽孔本『尚書』禹貢篇が「羽畎夏翟」と作る箇所を「羽畎夏狄」に作っている。すなわち、『漢書』が参照した『尚書』禹貢篇は「狄」字を用いていた可能性があり、偽孔本のみによって安易に「「狄」はない。」「「狄」は問題外とされる」などと言うことはできない。また、もし「翟」と「狄」とを同一視するのならば、『漢書』地理志上に見える「狄」字にまで遡らずとも、偽孔本『尚書』禹貢篇における「翟」字の存在を直ちに問題とすべきである。

テキストの問題についてなお贅言するならば、現行本『周礼』に錯簡や欠損が多いことは周知に属する。たとえば夏官の序官部分「家司馬、各使其臣、以正於公司馬。」などは、錯簡であることがむしろ定説である（孫詒讓『周礼正義』）。また地官司禄・夏官軍司馬など、「職責」全体を欠く官職も少なくない。『周礼』のごとき誤脱の多いテキストについて「微言」を追求し、特に、テキスト中に特定の用語・表現が「ない」ことを問題とするためには、議論を始めるための前提として、よほど慎重な資料批判が必要とされよう。

（21）前掲注（12）参照。

（22）文公十年の経文に「厥貉」が見えるが、范寧や杜預はこれを地名だとする（『公羊伝』の経文は「屈貉」に作る）。なお、『公羊伝』『穀梁伝』とも、該条には伝を付さない。

（23）平勢氏は、『『史記』二二〇〇年の虚実』（講談社、二〇〇〇年）において

「越」と総称される人々は、長江流域以南に広く住んでいた。（六四～六五頁、傍点は引用者）

と述べる。

（24）『史記』全文を通じて、秦の「閩中郡」に言及する記事はこれ一条のみである。また『漢書』地理志が挙げる秦の郡中に「閩中郡」は見えない。王国維は、『史記』秦始皇本紀二十五年に越君を降した記事が見えることによって「閩中郡」設置を始皇二十五年とするが、当該記事は「王剪遂定荊・江南地、降越君、置会稽郡。」というもので、論拠とはならない。始皇の統一以前に「閩中」なる呼称が存在したかという問題については、なお慎重な考証が求められよう。

『周礼』夏官職方氏鄭注引『国語』は「閩、芊蛮矣。」とするが、現行本『国語』鄭語は「蛮、芊蛮矣。」に作っており、また平勢氏は『国語』を前漢文帝期の整理に出るものとするので、これも論拠とはなり得ない。

『山海経』海内南経に「甌居海中。閩在海中、其西北有山。一日閩中山在海中。」とあるが、この部分は「桂林」や「番隅」にも言及しており、秦代以降に整理されたものであろう。

なお、『逸周書』職方解は『周礼』夏官職方氏に酷似しており、夏官職方氏と同様の九州を列挙し、「七閩」「六狄」なども挙げる。しかし平勢氏によると、『周礼』に見える形での九州説は、自らの正統観を示すため燕王権によって構成された「建前」だとされる。ところで平勢氏は『逸周書』を、『漢書』芸文志に見える「周書」ではなく、いわゆる「汲冢書」だとする（『史料批判研究』五「克殷の年代について」一九五頁など）。つまり、氏の説に従うのであれば必然的に「燕の正統観を示す文献が戦国魏王墓に副葬されていた」との結論に至らざるを得ない。これは、氏が従来より主張している「戦国諸国間の正統抗争」という図式そのものに矛盾する帰結であろう。

(25) 平勢氏は『新編史記東周年表』（東京大学出版会、一九九五年）において、越の滅亡を前二五七年頃と推定している。氏の所説に従うならば、『周礼』の成立時期は前三二九年（越の琅邪遷都）より前二五七年頃（琅邪越の滅亡）の間、約七十年の範囲に絞られよう。

(26) 平勢氏の所説に従うと、『春秋』および三伝の成立時期は、前三三八年（田斉における踰年称元法の採用）より前二九六年（中山の滅亡）に至る四十三年の間に絞られる。

(27) 正なる「方三千里」に対する反、および「方三千里」が「方万里」へと止揚される際に保存される契機は示されていない。また、孔疏等引盧植説によると、王制篇は前漢文帝が「博士諸生」に編纂させた文献であり、戦国時代の成書に出るものではない。